

平成30年10月19日

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成30年10月19日開催の第259回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1) 会員の加入の件

原案どおり承認された

以下の者が新たに会員として加入することが承認されました。

商号：株式会社SBI証券
住所：東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者：代表取締役社長 高村 正人

商号：伊藤忠食糧株式会社
住所：東京都港区南青山一丁目1番1号
代表者：代表取締役社長 近藤 秀衛

2) コンティンジェンシー・プラン策定の件

原案どおり承認された

本所の取引システム及び関連するシステムにおける障害の発生等により、取引を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合に備えるため、別添「本所の商品市場におけるコンティンジェンシー・プラン（危機管理計画）」を定めることが承認されました。

以上

本所の商品市場におけるコンティンジェンシー・プラン（危機管理計画）

平成30年10月19日制定
大阪堂島商品取引所

大阪堂島商品取引所（以下「本所」という。）の商品市場の運営に係るシステム及び関連するシステムにおける障害の発生等により、取引を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される状況が発生した場合に備え、「本所の商品市場におけるコンティンジェンシー・プラン（危機管理計画）」（以下「本計画」という。）を定める。

1. 本計画に係る基本的な姿勢

本所は、我が国唯一の農産物の取引所として、本所の上場商品に係る公正で透明性のある価格の形成・発信及び産業インフラとしての側面や投資機会の提供といった重要な社会的使命を帯びており、取引停止が内外に与える影響は大きいものと思料される一方で、価格形成に係る信頼性の確保も極めて重要な機能であるといえ、本所の商品市場における取引にあっては、被災・障害発生等を総合的に勘案し、取引機会の確保と価格形成のバランスに配慮した対応を採るものとする。

2. 定義

- (1) 「本所の取引システム」とは、本所の商品市場における取引のために本所が設置した電子機器等をいう。
- (2) 「相場報道システム」とは、本所が情報ベンダーに対し、本所の商品市場において形成された価格その他の情報（以下「相場情報」という。）を配信するためのシステムをいう。
- (3) 「情報ベンダー」とは、本所との契約に基づき、相場情報を公に配信又は通知する者をいう。
- (4) 「売買注文入力装置」とは、業務規程第5条の2に規定する売買注文入力装置をいう。
- (5) 「会員」とは、本計画においては、特に定めるものを除き、業務規程第5条の2に規定する会員をいう。

3. 想定される障害と本所の対応等

障害発生箇所	本所の対応	対応に係る考え方
I 本所の取引システムにおける障害		
(1)全ての商品において取引ができない	全ての商品における取引を停止する。	・取引システムの代替手段が存在しないため。
(2)一部の商品において取引ができない	当該商品の取引を停止する。	
(3)特定商品の一部限月において取引ができない	当該商品の取引を停止する。	
(4)発注・成立に係る通知ができない	当該通知ができない商品の取引を停止する。	・会員が取引状況を把握できないことにより、混乱が発生するおそれがあるため。
(5)本所の取引システムの処理能力を超過するおそれがある	全ての商品における取引を停止する。	・ハードウェア障害等の発生により、復旧が長期化するおそれがあるため。
II 相場報道システムにおける障害		
情報ベンダーへの配信ができない	障害の状況（当該情報ベンダーの数、配信不可商品の数又は影響度合い等）を勘案し、会員に予告ができる場合にあっては、当該予告を行った上で、取引を停止する場合がある。	・相場の状況が十分に伝達されない中で取引が行われることにより、公正な価格形成が阻害されるおそれがあるため。
III 会員のシステムにおける障害		
(1)全ての会員が取引できない	全ての商品における取引を停止する。	
(2)一部の会員において取引ができない	当該会員の数、一の商品における当該会員の占有率（当該商品における全ての取	障害発生時における他会員への委託等は困難である可能性が高く、一定程度以上の占有率を有する会員に係

障害発生箇所	本所の対応	対応に係る考え方
	引に対する一の会員の取引の比率をいう。)の合計(概ね5割)を勘案し、当該商品の取引を停止する場合がある。	る障害が市場流動性に与える影響が大きくなるおそれがあるため。
IV 商品取引清算機関に係る障害		
商品取引清算機関との間でデータ授受等ができない	当該商品取引清算機関の定めるところによる。	
清算ができない	当該商品取引清算機関の定めるところによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に日数を要する場合は、未決済約定の累積による清算リスクを回避するため、本所の判断により取引を停止する場合がある。
V テロ、暴動、天災地変等の発生や通信網等の社会インフラにおける障害		
(1)本所役職員の避難が必要	全ての取引を停止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市場管理が不能となるため
(2)取引運営に係る人員体制が確保できない	全ての取引を停止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の一部が取引できるときは、会員に通知の上当該一部の商品の取引を行う場合がある
VI 大規模な過誤注文		
異常な発注(過大な数量等)が行われた	当該発注の正誤につき確認し、誤発注であれば当該会員の発注を全て取り消す。この場合において、確認中は当該商品の取引を中断する場合がある。また、市場の混乱を目的としたものであると本所が認めた場合は、確認することなく、当該会員の発注を全て取り消す場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・パニックボタンによる対応 <p>※パニックボタン(Market Access Control)とは、本所の中央処理装置に接続するためのIDごとに、新規発注の停止及び既存注文の取消しを行う装置をいう。なお、当該IDをグループリングした場合はグループごとの処置も可</p>

4. 会員等との通知・連絡体制

- (イ) 通常時に利用している通信手段のうち、その時点で利用可能な状態にあるものを全て用いることとする。
- (ロ) 通知内容は、障害の状況（発生状況、取引の規制状況、復旧見通し等）及び今後の取扱い（取引再開に関する指示、取引再開後の運用スケジュール等）のうち、本所が当該時点で把握しているものとする。
- (ハ) 通知先は、会員（1.(5)に限らない。）、情報ベンダー、農林水産省、日本商品清算機構、関係諸団体等とする。
- (ニ) 本計画における本所の対応窓口は業務部とするが、当該時点の人員体制等に応じて柔軟な対応を図ることとする。

5. 本計画の変更

本計画については、本所の商品市場を取り巻く環境の変化、本所市場及び他の市場における経験、知見の蓄積に伴い、随時変更するものとする。

以 上